平成２２年（フ）第１２２号
神奈川県海老名市望地２丁目11番16号
債務者　岡本　典子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８号
東京都八王子市西寺方町1001番地138
債務者　森岡　勇平
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２号
広島県福山市御幸町大字下岩成563番地11
債務者　佐々木裕子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４号
青森県むつ市上川町２―30　奥島方、住民票上の住所青森県むつ市大畑町本門寺前５番地12
債務者　古川ハルヱ
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
秋田県横手市大森町板井田字東水沢47番地
債務者　熊沢　智美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１３５２号
東京都国立市中１丁目２―30　シグマース国立１－Ｄ
債務者　光武　貴幸
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９７号
東京都大田区東矢口３丁目８－１
債務者　高梨真由美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５８０号
神奈川県藤沢市辻堂６丁目６番３号　ホワイトコート辻堂Ｃ棟１号
債務者　金丸佳保里（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６０号
東京都八王子市川町21番地１
債務者　高野　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５２７号
東京都青梅市東青梅５丁目10番地の６河辺パークホームズ305号
債務者　山根　庸男
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８号
東京都日野市百草999番地百草団地268―210
債務者　荒木　ナナ（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６２号
東京都東村山市秋津町４丁目38番地45藤森アパート１Ｆ
債務者　勝又　友治
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６３号
東京都東村山市秋津町４丁目38番地45藤森アパート１Ｆ
債務者　勝又　久恵
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３号
静岡県浜松市中区小豆餅４丁目20番13号
債務者　辻村　一茂
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６号
釧路市大楽毛南２丁目１番50号
債務者　小林　祐介
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２２０号
沖縄県沖縄市池原５丁目２番５号　県営北美団地１棟101号
債務者　内間　和美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部